

監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 山口ビジネススキルアップ協同組合

第1 目的

この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という）に基づいて、本所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、山口ビジネススキルアップ協同組合の構成員である企業（以下、「傘下企業」といいます。）からの求人の申込みのみについてこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共に申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによる申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けま
す。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、求職の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者が外国在住の場合は、外国の送出国を經由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申込みください。
求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申込みください。

第4 紹介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者が外国在住の場合は送出国を經由し求職者の方に、求職

者が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者が外国在住の場合は送出国と本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介致します。求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者との面接を行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指導の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3カ月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行います。

2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1ヶ月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。

4 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

5 技能実習計画の作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。

6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。

8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。

9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を掲示します。

10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整を行います。

11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

1 本所の監理責任者は、河野真子、沖菜奈絵です。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。

- (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
- (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
- (3) 団体監理型技能実習生の保護
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生の個人情報の監理
- (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等からの求人の申込を受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送り出し機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

3 監理費（講習費）は、入国前に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る）の額を超えない額とします。

4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費、その他実費に限る。）の額を超えない額とします。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施

者等から、別表の監理費に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合には、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用契約を締結しましたならば、求人者、求職者双方から本所にその報告をして下さい。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用契約を締結しなかった場合にも、同様に報告してください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は別表の通りです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

取扱職種の範囲について（別表）

事業所名：山口ビジネススキルアップ協同組合

本所の取扱職種の範囲等は、下記の通りです。

1. 建設関係（21 職種 32 作業）

職種	作業
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

2. 食品製造関係（4 職種 11 作業）

加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
そう菜製造業	そう菜加工

3. その他（3 職種 4 作業）

職種	作業
溶接	手溶接
	半自動溶接
介護職種	介護作業
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造

監理費表（一般監理事業）

監理団体名：山口ビジネススキルアップ協同組合

所在地：山口県周南市沖見町 2-1

責任者 役職・氏名 代表理事 河野 正幸

(介護職種以外)

費用	監理費の種類	監理費 (技能実習生 1 人当たり)	備考
職業紹介費	募集及び選抜に要する人件費、交通費	120,000 円	年間人件費・交通費÷技能実習生数
	送出機関との連絡・協議に要する費用	20,000 円	年間費用÷技能実習生数
	実習実施者との連絡・協議に要する費用	10,000 円	年間費用÷技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	96,000 円 / 120,000 円	協定書参照（※送出し機関に拠る）
講習費	施設使用料	円	実費(組合講習費)
	講師謝金	円	実費(組合講習費)
	通訳謝金	円	実費(組合講習費)
	教材費	円	実費(組合講習費)
	その他（入国前日本語教育費）	30,000 円	1 人当たり 1 ヶ月 10,000 円×3 ヶ月
監査指導費	監査に要する人件費	52,000 円	年間人件費÷技能実習生数
	監査に要する交通費	2,000 円	年間交通費÷技能実習生数
	その他（ ）	円	
その他諸経費	相談・支援に要する費用	円	実費
	人件費・事務諸経費	20,000 円	年間人件費・事務諸経費÷技能実習生数
	その他（ ）	10,000 円	事業経費等
合計		360,000 円 / 384,000 円	月額 30,000 円×12 カ月 / 月額 32,000 円×12 カ月

(介護職種)

費用	監理費の種類	監理費 (技能実習生1人当たり)	備考
職業紹介費	募集及び選抜に要する人件費、交通費	140,000円	年間人件費・交通費÷技能実習生数
	送出機関との連絡・協議に要する費用	20,000円	年間費用÷技能実習生数
	実習実施者との連絡・協議に要する費用	10,000円	年間費用÷技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	120,000円	協定書参照
講習費	施設使用料	10,000円	施設使用料÷受講者数
	講師謝金	30,000円	講師謝金÷受講者数
	通訳謝金	20,000円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	1,800円	教材費÷受講者数
	その他(入国前日本語教育費)	円	実費(入国前講習実施機関へ支払い)
監査指導費	監査に要する人件費	52,000円	年間人件費÷技能実習生数
	監査に要する交通費	3,000円	年間交通費÷技能実習生数
	その他()	円	
その他諸経費	相談・支援に要する費用	円	実費
	人件費・事務諸経費	20,000円	年間人件費・事務諸経費÷技能実習生数
	その他()	10,000円	事業経費等
合計		436,800円	月額36,400円×12カ月

金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。